

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 西 澤 瑞 人	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成26年7月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月1日～7月27日） 同年7月1日より 入国及び滞在先（アパート）への入居開始 同年7月7日～25日 Embassy CES New York にて語学研修		
キーワード欄 ・生活基盤の整備 ・語学研修		

平成26年7月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

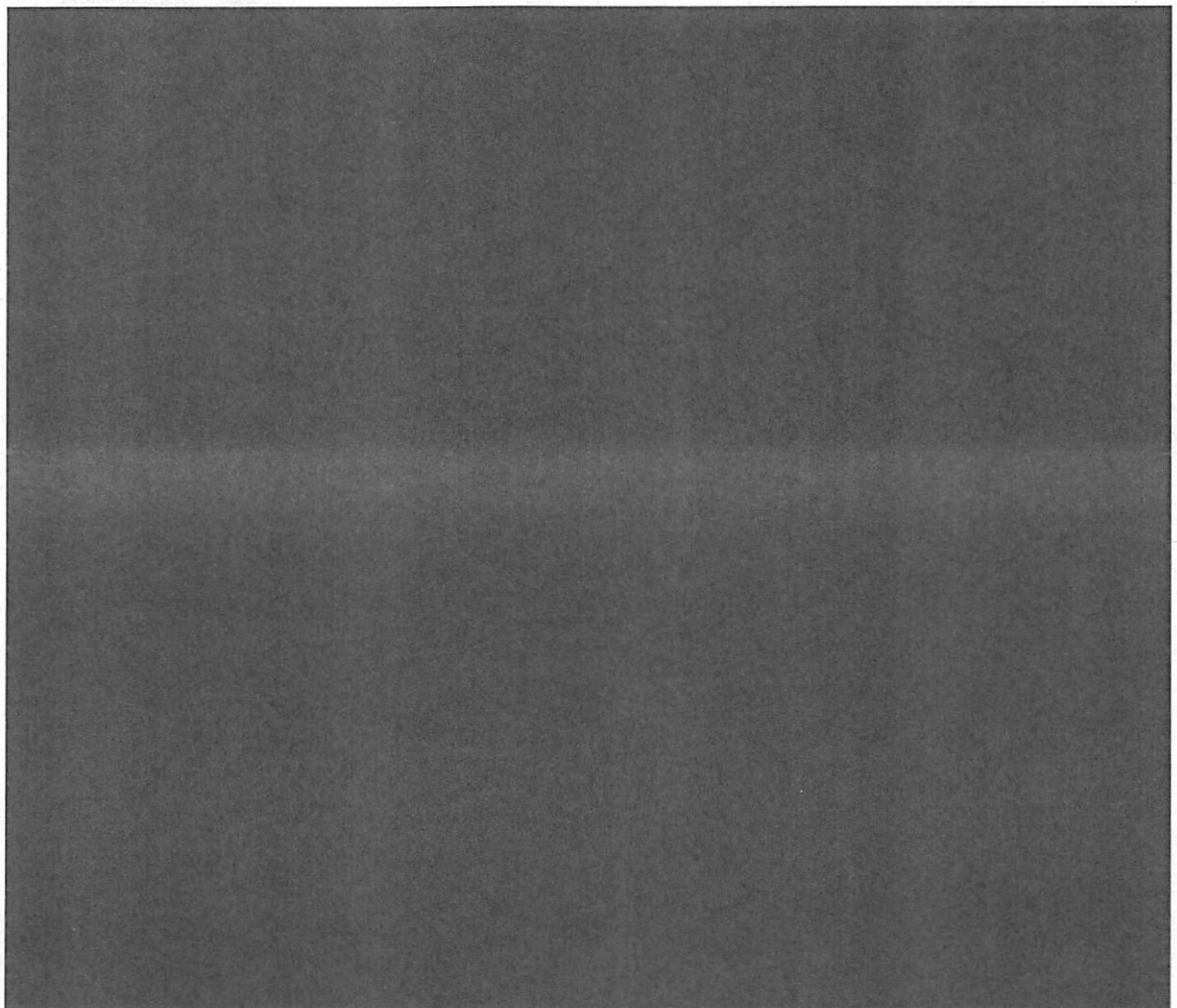
(米国・ニュージャージー州トレントン)

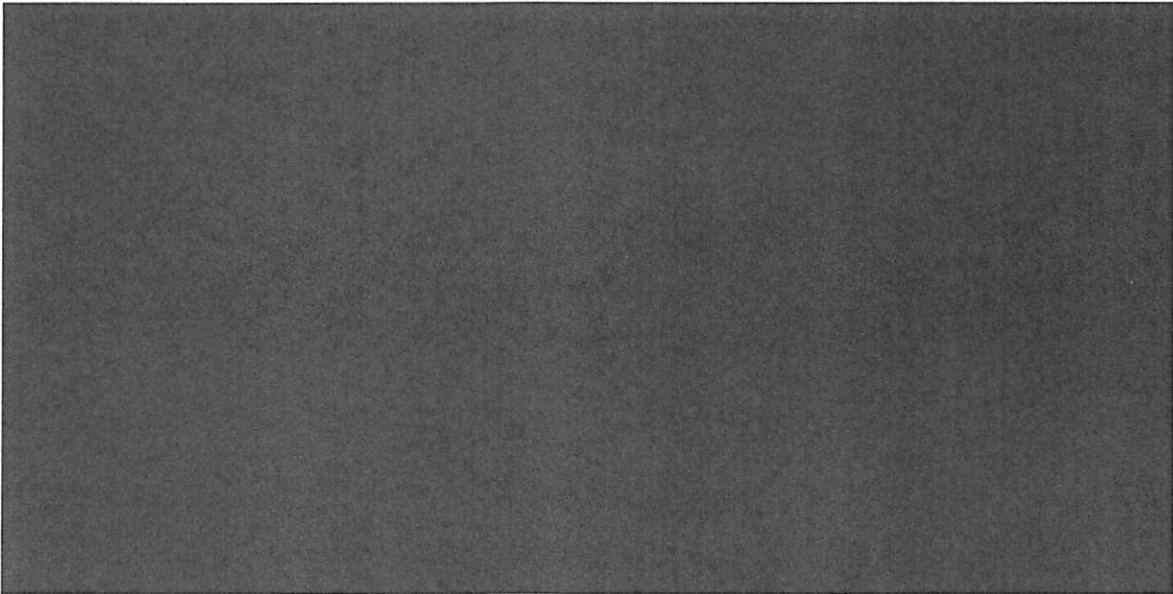
大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡（第1回）

平成26年7月1日～7月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 生活基盤の整備





第二 語学研修

本年7月の2週目から3週間にわたり、現地の語学学校 (Embassy CES New York 校) において英語講座を受講しました。

上記学校では、入学時にクラス編成のためのテストがあり、その結果に従って1クラス当たり10数名のクラスが編成されていました。授業は、グループワークが中心となっており、ディスカッション等を行うほか、ワークショップとして、マンハッタン内の公園で人々にインタビューを行ったり、クラスメイトとペアを組んで英文ポスターを作成したりする内容もありました。そのユニークな内容に、当初は戸惑いを感じたところもありましたが、非常に刺激的な授業を受講することができました。また、私が所属したクラスでは、日本人が私のみであり、クラス内ではすべての会話を英語で行わなければならない、英語学習の環境としては最適でした。他方、特定のテーマに関して各国のあり方を紹介するような場面では、日本の事柄に関しては必然的に私が回答するという状況にあり、その際に適切に説明することの困難さも感じました。州裁判所での研修が始まるまでに、日本に関する事柄について積極的かつ適切に伝える能力を備えられるよう努力しなければならないことを改めて認識させられました。

第三 結語

今後は、[REDACTED]，引き続き生活

基盤の整備に努めるほか，DS2019 を発行していただいている Rutgers 大学での

オリエンテーションに参加し，また，州裁判所での研修の準備を進めることとな

ります。

以上をもちまして、第1回の報告とさせていただきます。末筆ながら、この度の在外研究に当たっての多大なご支援に篤く御礼を申し上げますとともに、皆様のご健勝を祈念いたします。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 西 澤 瑞 人	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成26年8月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月28日～8月27日） 同年7月31日 ラトガース大学オリエンテーションへの参加 同年 月 日 同年8月25日 ラトガース大学ローススクール学長との面会及びランチ・ミーティングへの参加		
キーワード欄 ・ ラトガース大学の訪問 ・		

平成26年8月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡（第2回）

平成26年7月28日～同年8月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ラトガース大学の訪問

1 ラトガース大学によるオリエンテーションへの参加

トレントン派遣者は、ラトガース大学の派遣研究員としてJビザを取得しており、入国後、同大学のチェックイン手続を経る必要があります。前年まで、同手続は、研究員がラトガース大学を訪問して行っておりましたが、本年より、チェックイン手続がオンライン化されたため、私は、入国直後にこれを行いました。上記のチェックイン手続とは別途、Jビザ保有者に関する留意事項を説明するオリエンテーションがニューブランズウィック（New Brunswick）市内の大学施設において行われ、私は、本年7月31日にこれに参加いたしました。同オリエンテーションでは、それぞれの参加者が簡単に自己紹介等を行った後に、大学の担当者より、主に、Jビザ保有者の出入国に関する制限やSEVISの登録情報に変更が生じた場合の注意点などについて説明が行われました。

2 [REDACTED]との面会

上記のとおり、トレントン派遣者は、ラトガース大学の派遣研究員としてビ

ザの取得等に関して同大学のサポートを受けており、その担当部門は、ロー・スクール・カムデン校（The School of Law-Camden）となります。私は、本年8月25日にカムデン市内の同大学ロー・スクールを訪問し、
と面会いたしました。

面会では、今回の派遣プログラムに対する御助力及び長年にわたるラトガース大学ロー・スクールと日本の裁判所との良好な関係に感謝をお伝えしたところ、同学長より、今後も相互の関係を維持・拡大していくことが大切であるとお言葉をいただきました。

3 ランチ・ミーティングへの参加

ラトガース大学カムデン校を訪問した際、同日にロー・スクールの教授会のランチ・ミーティングが開催されており、同昼食会に参加させていただきました。同ロー・スクールでは、毎週月曜日に教授陣又はゲストによる講演や勉強会が行われており、私が訪問した本年8月25日は夏季休業明けのランチ・ミーティング（First Day Back Community Lunch）が行われたため、これに参加させていただいたものです。

昼食会では、ゲストとしてご紹介にあずかり、簡単な自己紹介と挨拶をさせていただきました。毎年、日本の裁判所からニュージャージー州に派遣される裁判官の研修にご協力いただいていることに感謝をお伝えするとともに、私自身は、訴訟の迅速化の実務や専門訴訟への取組みについて関心があることなどをお話させていただきました。

4 ラトガース大学のIDの取得

トレントン派遣者は、ラトガース大学の派遣研究員として研修を行うため、ラトガース大学のIDを取得することができます。同IDを取得することで、ニューブランズウィック市及びカムデン市に所在するラトガース大学の図書館その他の大学施設を利用することができます。私は、本年8月25日にロー・スクール・カムデン校を訪問した際、上記IDを取得いたしました。

第2

第3 結語

ラトガース大学のオリエンテーションへの参加、ニュージャージー州の
などを終えて、米国での生活基盤の整備は、ほぼ順調に完了した
ものと思われます。本年9月からは、ニュージャージー州裁判所で実際の研修
が本格的に開始する予定です。

以上をもちまして、第2回の報告とさせていただきます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
西 澤 瑞 人	大阪地方裁判所 判事補	米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面		
平成26年9月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月28日～9月27日）		
同年9月8日～ ニュージャージー州裁判所での研修開始		
同年9月9日～19日 同裁判所事務総局の各局担当官との面接		
同年9月18日 陪審員選定のためのオリエンテーションの傍聴		
同年9月22日～26日 新規採用職員研修への参加		
キーワード欄		
・ ニュージャージー裁判所での研修開始 ・ 統計及びITの活用 ・ 民事訴訟の迅速化に対する取組み		

平成26年9月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡（第3回）

平成26年8月28日～同年9月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 ニュージャージー州裁判所での研修の開始

1 派遣研究員の所属部署

例年、ニュージャージー州裁判所に派遣される研究員は、同裁判所の事務総局（Administrative Office of the Court）内の人事局（Human Resource Division）組織開発・訓練課（Organizational Development & Training Unit）に、執務室やデスク、パソコン等を貸与していただき、併せて、同課の[REDACTED]に具体的な研修内容の調整等を担当していただいております。

2 研修の概要

研修の開始から2、3か月の間は、事務総局内の各部署の担当官と面接を行い、また、各種オリエンテーションや会議等に参加することにより、ニュージャージー州の司法制度や裁判所組織、近年の取組みについて学びます。上記面接では、各課の管理職の方と面談する機会を得ており、また、参加する会議等には、同裁判所の新規採用職員に対する研修、市裁判所（Municipal Courts）の新任裁判官に対する教育プログラム、陪審員選定のためのオリエンテーショ

ン (jury orientation) 等が含まれます。そのため、これらを通じて、ニュージャージー州の裁判制度について幅広く知識を習得できるだけでなく、同裁判所における近年の課題や取組みについて担当官の方から直接お話を伺うことができます。

3 [redacted] への挨拶

当研修を開始するに当たって、同裁判所の [redacted] と面談する機会を得ました。今年度のプログラム及び継続的な日本の裁判官の受入れに謝意をお伝えしたところ、長年にわたる交流は貴重なことであるとお言葉をいただきました。また、面談時には、同裁判所が取り組むべき課題等についてもお話を伺い、言語 (language) や年齢層 (generation) を含むさまざまな多様性 (diversity) への対応、ITの活用などに集中的に取り組んでいる旨ご紹介いただきました。

第2 統計及びITの活用

研修の早い時期に、統計調査課 (Quantitative Research Unit) の担当官から、ニュージャージー州裁判所の統計資料の成り立ちやその読み方などについて説明をいただきました。これは、同裁判所が非常に綿密な統計資料を作成及び利用しており、その内容を知ることが私自身の研究の大きな助けになるためです。同裁判所では、さまざまな統計資料が事件数の管理や個別の事件の運営、つまり、マクロ及びミクロのケース・マネジメントに活用されていることが非常に印象的です。

また、同裁判所がITないし電子システムの活用に力を入れていることは、同裁判所のウェブページの内容の充実度からもうかがい知ることができますが、電子申立ての拡充や陪審手続におけるITの活用、その他手続への電子システムの積極的な導入などは、たいへん興味深いものといえます。

第3 民事訴訟の迅速化に対する取組み

ニュージャージー州裁判所は、近年、民事訴訟の迅速化に取り組んでおり、

2014年の州最高裁の諮問委員会（Advisory Committee on Expedited Civil Action）の諮問を受けて、いくつかの郡裁判所で標準的事件の迅速化に向けた試験的プログラム（Pilot Program）を導入するなどしており、そこでは、公判前の手続（Case Management Conference）の活用も唱えられています。

同裁判所の民事局（Civil Practice Division）の担当官によれば、ディスカバリー（discovery）の手続がたびたび延期されて適時に終了しないことにより事件処理が遅れることも多いとのことであり、このような状況に対応するための公判前手続の活用に関する取組みは、私自身の研究課題である訴訟の迅速化に向けた訴訟運営の在り方についても有益な視点を与え得るのではないかと考えております。

第4 結語

ニュージャージー州裁判所における研修が始まり、司法制度に関する具体的な研究を開始しました。上述のとおり、今後の2、3か月は、主に同裁判所の事務総局内の各部署を訪問するなどして、ニュージャージー州の司法制度全般について理解を深めるとともに、自身の研究課題である訴訟運営の在り方、あるいは同裁判所が注力しているITや統計の活用について、特に詳しく研究していきたいと考えております。訴訟運営の効率化とIT及び統計の活用は有機的に結合しているものと見られ、その点に着眼していくことを検討しております。

ニュージャージー州裁判所における派遣研究員の受入体制は、非常に整備されており、多くのスタッフのたいへんなご厚意に支えられております。長年にわたって継続する同プログラムに参加させていただいていることに身が引きしめる思いです。

以上をもちまして、第3回の報告とさせていただきます。

末筆ながら、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
西 澤 瑞 人	大阪地方裁判所 判事補	米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面		
平成26年10月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月28日～10月27日）		
同年9月30日～10月3日 新任裁判官研修への参加		
同年10月6日～24日 同裁判所事務総局の各局担当官との面接		
同年10月16日 弁護士懲戒手続の審理手続の傍聴		
同年10月21日 ニュージャージー州最高裁判所の弁論の傍聴		
同年10月23日 集中的保護観察プログラムの審理手続の傍聴		
キーワード欄		
・ 弁護士懲戒手続の審理の傍聴		
・ ニュージャージー州最高裁判所の弁論の傍聴		

平成26年10月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡（第4回）

平成26年9月28日～同年10月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 弁護士懲戒手続の傍聴

ニュージャージー州では、弁護士の懲戒手続を同州最高裁判所が所管しており、本年10月16日に、同裁判所の弁護士懲戒委員会（Disciplinary Review Board）の審理手続を傍聴する機会を得ました。同州における弁護士の懲戒手続は、地区倫理委員会（District Ethics Committee）による調査から、上記懲戒委員会による審査まで段階的な手続となっており、最終的な処分としては、除名（Disbarment）、業務停止（Suspension）、戒告（Censure）、訓告（Reprimand）、注意（Admonition）が用意されております。担当官によれば、業務停止については、たとえ数か月であっても実際の弁護士業務に及ぼす影響は大きく、非常に重い処分に当たるが、以前は、業務停止と訓告の中間の処分が存在せず、適正な処分が困難となる場合があったため、非違行為等の内容が公開される戒告の処分が設けられた経緯があるとのことでした。

当日は、複数の事件について審理（弁論）手続が行われましたが、上記のとおり、弁護士懲戒手続が最高裁判所において所管されているため、聴聞手続が最高裁判所の法廷で行われていることが非常に印象的でした。また、うち一件

の事件については、事前に主張書面や尋問調書などの資料をいただき、弁護士懲戒委員会による審理に至る経緯を含めた内容も把握することができました。同事件は、弁護士が高齢の依頼人から多額の借財を行う際に、利益相反について書面上の説明を行わなかったこと等が弁護士倫理規則に反するとされたものでしたが、私自身の事案に対する重大性の認識とは異なり、上記委員会に勧告されていた処分は戒告処分であったため、業務停止や除名の処分が行われる場合のハードルの高さを実感したように思います。

2 最高裁判所の弁論の傍聴

本年10月21日には、ニュージャージー州最高裁判所の口頭弁論を傍聴し、併せて同裁判所事務部（Supreme Court Clerk's Office）の概要を説明していただく機会を得ました。

当日は、3件の弁論手続が行われましたが、うち1件については、事前に準備書面等の資料をいただきました。弁論では、各事件について、双方代理人と最高裁判事との間で口頭の議論が活発に行われていたことが非常に印象的でした。私が事前に資料をいただいた事件は、被告に対して一番で裁判官によるサマリー・ジャッジメント（Summary Judgment）が適用されたことに対し、控訴部門がこの判断を覆して陪審裁判に付すべきとした判断について、その当否が争われた民事事件でした。日本の法制度との違いはあるものの、証拠に基づく裁判を考えるうえで興味深い事件であったとともに、実際の事件について、ケース・ロー（case law）の在り方をはじめて体験する大変貴重な機会でした。

最高裁判所事務部では、担当官より、現在は、最高裁判所の事務がペーパー・ベースで行われているが、電子データ化及びオンライン化を図ろうとしていることや、ニュージャージー州では、弁護士の登録、懲戒などのほか、弁護士が特定の分野の専門家として認証を得るためのプログラム等も同州最高裁判所が所管していること等をご説明いただきました。同オフィスには、多数の弁護士が勤務しており、その中には、最高裁判所に申立てがあった事件について、そ

の概要等をレポートする事務を扱う職員もいるとのことであり、私からは、日本にも最高裁判事の事件処理をサポートする職務を担う裁判官がいることを紹介しました。ただし、上記のような職員は最高裁判事らによる審議に加わることはなく、また、各事件における法令ないし判例の調査や起案の補助などは、いわゆるロー・クラーク (Law Clerk) が担うとのことでした。ロー・クラークについては、実務経験がない一方で非常に重要な仕事をしなければならないという特殊な地位にあり、当然ながら、これは彼らに対する教育的側面を有すること、同裁判所では、各員が一年の任期でロー・クラークを務めていること等をお伺いしました。

3 結語

ニュージャージー州裁判所における研修を開始してから約2か月が経過し、同裁判所の各部局を訪れて法制度について学ぶほか、上記のとおり、具体的事件の弁論手続や様々なプログラムの聴聞手続を傍聴する機会も増えてまいりました。英語を通じてのコミュニケーションや傍聴等は困難を伴うことも多いですが、少しずつではあるものの、円滑な質疑応答を行えるようになってきたようにも感じております。今後も、各部局を訪問し、裁判官研修プログラムに参加するほか、各裁判所における審理の傍聴等が予定されており、また、短期在外研究に同伴させていただく機会もあるため、本研修を充実したものとすべくさらに研鑽を積んでいきたいと考えております。

以上をもちまして、第4回の報告とさせていただきます。

末筆ながら、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 西 澤 瑞 人	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成26年11月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月28日～11月27日） 同年10月29日 包括的罰金等徴収手続の傍聴 同年10月30日 地区裁判官の年次協議会への参加 同年11月3日 租税裁判所の弁論の傍聴 同年11月5日～13日 ニュージャージー州裁判所事務総局の各局担当官との面接 同年11月10日, 12日 短期在外研究に係る調査への同行 同年11月17日, 19日 弁護士顧客保護ファンドの会合への参加 同年11月24日～26日 裁判官年次教育プログラムへの参加		
キーワード欄 ・ 包括的罰金等徴収手続の傍聴 ・ 弁護士顧客保護ファンドの会合への参加		

平成26年11月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡 (第5回)

平成26年10月28日～同年11月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 包括的罰金等徴収手続の傍聴

本年10月29日に、マーサー郡裁判所 (Mercer County Court) 内において、包括的罰金等徴収手続 (Comprehensive Enforcement Program) の手続を傍聴し、併せて担当官等と面談する機会を得ました。

ニュージャージー州では、罰金等の徴収は、保護観察手続 (Probation) の一環として所管されています。当時、このような徴収手続は、対象者の更生や監督といった他の保護観察手続の機能に比べ、あまり重視されていなかったようですが、1990年代の後半より、裁判所により科せられた罰金等の納付や社会奉仕活動 (Community Service) の履践の順守が強調されるようになり、さまざまな組織やプログラムが設立、運営されるようになりました。

包括的罰金等徴収手続は、保護観察部の係官 (Probation staff) , 保護観察官 (Probation Officer) , 聴聞官 (Hearing Officer) , 裁判官により運営されています。罰金等の徴収は、最終的に労役場留置等により担保されていますが、それまでに段階的な制裁措置が用意されており、指定された期限までに所定の金額を支払わなかった者に対する各対応について、まず保護観察官が

具体的な措置を提案し、これを基に聴聞官が裁判官へ提言 (Recommendation) を行い、最終的に裁判官の判断により各処分が行われるという実務になっております。聴聞官は、同プログラムの実質的な運営管理者であり、弁護士や一定の資格を有する者が就任し、聴聞手続では、外見上も実際上も裁判官と同様の働きをしているように見受けられます。

私が傍聴を行った日には、数百人の対象者が同日の聴聞手続に出頭するよう呼出し (Notice) を受けており、そのうち約半数の者が同期日までに出頭を免除される金額を納付し、残りの約半数のうち数名が実際に出頭の上、必要とされる金額を支払うか、そのときまでに支払えない理由を釈明するという状況でした。呼出しを受けたにもかかわらず支払ができない者は、聴聞官に対してその理由を釈明し、次回までの具体的な支払計画を説明することを要求されます。呼出しを受けたにもかかわらず、当日までに必要額を納付せず、出頭もしなかった者については、上記のとおり、さまざまな制裁措置 (運転免許停止、給与差押え、逮捕状の発布など) が採られることになります。

多くの刑法犯に対する刑罰として罰金等が用意されており、実際にそれが科される場合も多いことから、その徴収は大きな問題とならざるを得ないように思われ、特別の手続を設けてこれに取り組んでいることに感銘を受けるとともに、金銭的履行を徹底させることの困難さを改めて実感いたしました。

2 弁護士顧客保護ファンドの会合への参加

本年11月19日に、弁護士顧客保護ファンド (Lawyers' Fund for Client Protection) の月次会合に参加し、併せて担当官等と面談する機会を得ました。

ニュージャージー州では、法曹資格者 (裁判官や検察官のほか企業内弁護士等も含む。) から毎年一定額を徴収して基金を設立し、弁護士の不正行為によって損害を受けた顧客に対して、その損害を補償する制度を設けています。各事案における補償の可否は、当事者が提出した証拠や弁護士が務める調査官 (Counsel) の調査等に基づき、7名からなる委員会 (Board of Trustee) によっ

て判断されます。補償を受けるためには、委任受託関係、損害の特定、損害が不正行為によって生じたことがそれぞれ立証される必要があります（ただし、担当官によれば、これは証拠優位によって判断されるようです。）。預り金の横領や着手金の詐欺行為などが補償の対象であり、いわゆる弁護過誤による損害は対象となりません。

上記会合では、各事案に対する調査官の所見 (Recommendation) に基づき、各委員が意見を示して議論が行われますが、弁護過誤と不正行為の違いや損害との特定について、特に問題とされておりました。当日に議論されたうち1件については、補償の対象額を調査官の提言と異なる金額とする結論に至るなど、非常に活発かつ実質的な議論がされていることに感銘を受けました。

3 結語

上記のほか、当期間には、各種の裁判官研修に参加したり、短期在外研究として刑事控訴審における審理の実情の調査にいらした裁判官に同行したりする機会も得ました。後者に関しては、私の力不足で出張者の方にはご迷惑もおかけしましたが、これまで訪問したことのなかった控訴部門や検察官室 (Attorney General Office) で控訴部門の裁判官や検察官と面談することもでき、私自身が大いに学ぶことができたと感じております。

本年12月初旬頃を目途に、ニュージャージー州裁判所事務総局内の各部署における面談等が概ね終了する予定であり、今後は、各郡裁判所を訪れて審理や運営の実情を調査する予定となっております。

以上をもちまして、第5回の報告とさせていただきます。

末筆ながら、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 西 澤 瑞 人	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成26年12月26日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月28日～12月25日） 同年12月1日～17日 ニュージャージー州裁判所事務総局の各局担当官との面接 同年12月19日 弁護士顧客保護ファンドの会合への参加		
キーワード欄 ・ 民事事件の迅速化に向けた取り組み ・ 刑事手続の適正化に向けた取り組み		

平成26年12月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡 (第6回)

平成26年11月28日～同年12月26日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 本期間における研修

本年12月より、ニュージャージー州内の各郡裁判所（日本の地方裁判所に相当する。）への訪問を開始する予定でしたが、同月に訪問を予定していた裁判所から受入環境が整わなかったとの申し出があり、上記訪問は来年1月以降に延期されました。そのため、本期間における研修は、引き続き同州裁判所の事務総局内の各部局を訪問して各担当官と面談するほか、各種会合に参加し、また同裁判所の近年の動向について調査を行いました。以下では、民事訴訟及び刑事訴訟に関する同州裁判所の近年の動向について簡単にご紹介いたします。

2 民事事件の迅速化に向けた取り組み

同州最高裁判所長官（Chief Justice Stuart Rabner）は、平成25年（2013年）5月、民事訴訟の迅速化に関する諮問委員会（the Supreme Court Advisory Committee on Expediting Civil Actions）を設置し、以後、裁判官、弁護士及びその他の関係者で構成される同委員会が、民事通常訴訟（複雑困難訴訟や大規模訴訟を除く。）における手続の迅速化に向けた具体的な取り組みを検討し、本年4月に14の提言を含む答申を行いました。

上記提言では、所定の要件の下での除外 (Opt Out) の余地を認めながら、特定の事件類型 (類型的な民事通常事件) については特別な手続 (プログラム) の適用を必要的としています。同プログラムには、答弁書提出の45日以内の進行管理期日 (Case Management Conference) の開催、証拠開示手続 (Discovery) の期限の短縮と同手続内の申立ての簡易な裁定、早期の口頭弁論期日 (Trial Date) の設定、重複する証言を行う証人の制限、陪審員候補者に対する専断的忌避 (Peremptory Challenge) の制限、弁論の時間制限、鑑定証人の証拠調べにおける録画記録の提出の活用などが含まれており、これらを実践する試験的プログラムが2つの郡裁判所で実施される予定です。

日本の訴訟手続との違いはあるものの、民事訴訟の迅速化、特に証拠調べ手続以前の手続の合理化に向けた通底する問題意識がうかがわれ、非常に興味深いと思われます。来年1月以降は各郡裁判所を訪問するため、実際の訴訟運営における関心事を含め、その事件管理の取り組みについてさらに学びたく考えております。

3 刑事手続の適正化に向けた取り組み

同州では、近年、刑事手続に関しても大きな動きがあり、保釈制度の改善と刑事訴訟手続の迅速化が唱えられています。

保釈制度に関しては、これまで、重大でない犯罪の被疑者であり逃亡のおそれ大きくないにもかかわらず、保釈金を納付できないために保釈を得られない場合がある一方で、重大な犯罪の被疑者であり逃亡のおそれが高いにもかかわらず、保釈金を納付することで保釈を得られる場合があるという状況が認められたため、これを逃亡のおそれを基準に保釈の可否を決めることができる制度に改善することが目的とされています ("resource-based system" to "risk-based system")。また、訴訟の迅速化については、逮捕から起訴まで及び起訴から公判までの期間の制限、初出廷手続 (First Appearance) の早期化及び合理化、罪状認否手続 (Arraignment/Status Conference) の合理化と柔軟化、

専断的忌避の制限など多岐の方策が検討されています。

以上のような制度の改善は、保釈を権利として定めた州憲法及び州法の改正や新たな予算の割当て等にも関わる大きな動向です。ここでも、保釈手続の適正化や公判に至るまでの期間の短縮化など、日本と同様の関心事が主たる論点として取り上げられていることが非常に興味深いといえます。

4 結語

以上のとおり、ニュージャージー州裁判所において、訴訟の迅速化や適正化についてさまざまな取り組みが具体的に議論されており、今後、各郡裁判所を訪問する中で、訴訟運営の実情を含め、これらについてさらに研究を深めたいと考えております。

以上をもちまして、第6回の報告とさせていただきます。

末筆ながら、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 西 澤 瑞 人	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成27年1月26日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月26日～平成27年1月25日） 平成27年1月5日～23日 ニュージャージー州エセックス郡裁判所の訪問		
キーワード欄 ・ 陪審裁判の傍聴		

平成27年1月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡(第7回)

平成26年12月26日～平成27年1月25日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 本期間における研修

本年1月より、ニュージャージー州内の各郡裁判所での研修を開始し、同月5日より、最初の訪問先としてエセックス郡裁判所(Essex Vicinage)にて裁判手続の傍聴、裁判官又は担当官との面談等を行いました。同裁判所は、州内における最大規模の裁判所であり、約3週間の研修において、概ね、第1週目に刑事部門、第2週目に民事部門、第3週目に家庭部門の手続をそれぞれ傍聴しました。

2 陪審裁判の傍聴

前年内の研修では、州最高裁や控訴部門の手続を傍聴する機会はありませんでしたが、陪審裁判の手続を冒頭から終結まで傍聴する機会がありませんでした。上記のとおり、エセックス郡裁判所では、第1週目に刑事部門を訪れ、このときに初めて、陪審員の選任手続(Jury Selection)から評決(Verdict)に至るまでの一連の陪審裁判手続を傍聴することができました。

この事件は、[REDACTED]が公訴事実となっていた事件でした。事件当時から相当期間が経過しており([REDACTED])

_____), 客観的な証拠が少なく、主に被害者等の証言の信用性が争われた事件でした。証人は、被害者本人、その母親、被告人の知人2名の4名のみであり、それゆえに審理に長期間を要する事件ではありませんでしたが、その判断は難しいように感じられました。

この事件が印象的であった理由は、私が初めて陪審裁判の手續全般を傍聴したということのほか、最終的に無罪 (not guilty) の評決が示されたという点にあります。私自身は、すべての証拠を吟味しておらず、被害者等の証人尋問を傍聴したにすぎないため (なお、被告人は、自ら法廷で証言することはありませんでした。), 事案の実態を把握していたとはいいい難いものの、個人的な印象としては、有罪になる可能性も十分にあるのではないかと考えていたため、無罪の評決を聞いた時には、やや驚いたというのが率直な感想でした。

この傍聴後に、担当裁判官と面談する機会を得ることができたため、上記のような感想を伝えたところ、同裁判官から、あくまで有罪又は無罪を決めるのは陪審員であり、裁判官の役割は、陪審員が正しい判断に至るようにするために、公正な手續 (fair trial) を実現することにあるとお話いただきました。日本の裁判員裁判では、裁判官と裁判員が協働して事実認定と量刑判断を行うことや、評議の中では、裁判官が裁判員に対してこれらに取り組む際の考え方をいかに適切に説明できるかが大切であること、この点において、陪審員への説示 (Jury Instruction) が重要である同裁判所の実務と共通点があることなどを伝え、 「それでは、ニュージャージー州の裁判官と日本の裁判官のいずれがより面白い (more interesting) と思うか。」 といった非常に難しい質問をされる場面もありました。

3 その他の研修

上記のとおり、エセックス郡裁判所は、郡裁判所としては最初の訪問先であったため、さまざまな手續を傍聴することを希望し、2週目の民事部門では、

陪審裁判手続のほか、裁判官による口頭弁論手続 (bench trial) , 仲裁手続 (arbitration) , 賃貸借に係る紛争解決手続 (landlord/tenant proceeding) など
を傍聴しました。3週目の家庭部門では、ドメスティック・バイオレンスの保護命令事件、少年事件の手続等を傍聴するほか、保護観察部門 (Probation Division) を訪問して保護観察官と面談する機会も得ました。また、同裁判所が所在するニューアーク市 (Newark) の市裁判所 (Municipal Court) を訪問して、その手続の傍聴と裁判官との面談も行うことができました。DV事件の傍聴では、相手方への送達が完了しなかったため事件が進行できないという状況に触れ、担当裁判官から送達事務の重要性について意見を伺い、市裁判所では、ほとんどの当事者が代理人を立てずに訴訟に関与する中で大量の事件を処理しなければならないという実情の下で、法廷の雰囲気も上位裁判所のそれとは大きく異なる市裁判所の在り方の一端を知ることができました。

4 結語

以上のとおり、本期間は、エセックス郡裁判所を訪問し、各種の裁判手続について、広く傍聴や面談等を行いました。

今後、さまざまな規模の郡裁判所を訪問する予定であり、各裁判所における実務の特色を学ぶとともに、多くの裁判官や担当官と面談する機会を得て、訴訟運営に関する知見を深めたいと考えております。

以上をもちまして、第7回の報告とさせていただきます。

末筆ながら、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 西 澤 瑞 人	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成27年2月27日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月26日～平成27年2月27日） 同年2月2日～6日 短期在外研究員への同行 同年2月2日～20日 ニュージャージー州ミドルセックス郡裁判所の訪問 同年2月23日～27日 ニュージャージー州バーリントン郡裁判所の訪問		
キーワード欄 ・ アスベスト訴訟の傍聴 ・ 和解の在り方		

平成27年2月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡 (第8回)

平成27年1月26日～平成27年2月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 本期間における研修

本期間では、ニュージャージー州郡裁判所のうち、ミドルセックス郡裁判所 (Middlesex Vicinage) 及びバーリントン郡裁判所 (Burlington Vicinage) を訪問し、裁判手続の傍聴、裁判官又は担当官との面談等を行いました。また、本年2月初旬には、短期在外研究でいらした有田浩規判事に同行させていただく機会も得ました。

2 ミドルセックス郡裁判所におけるアスベスト訴訟の傍聴

ミドルセックス郡裁判所は、例年の派遣者が滞在しているニューブランズウィック市内に所在する裁判所であり、ニュージャージー州郡裁判所の中規模庁です。ミドルセックス郡裁判所の特徴として、多数のアスベスト訴訟を扱っている点が挙げられます。アスベスト訴訟を含むいわゆる集団訴訟 (Multi-county Litigation) は、ニュージャージー州内の郡裁判所のうち、ミドルセックス郡裁判所を含む3つの裁判所で集中的に取り扱われており、特にアスベスト訴訟に関しては、1980年代に多数の事件が係属していたミドルセックス郡裁判所で州内の全事件のトライアル前の手続を一元的に処理し、同訴訟に関

する実務を確立してきたという歴史があります。同裁判所では、特定の裁判官がアスベスト訴訟を担当しており、その裁判官と協働する専門官（Special Master）が各事件の手續に關与しています。この専門官は、常勤で裁判所に勤める弁護士であり、アスベスト訴訟の進行管理期日（Case Management Conference）や和解協議期日（Settlement Conference）を主宰しています。

同州におけるアスベスト訴訟では、一人の原告が数十、数百の被告を相手方として訴訟を提起することが珍しくありません。これは、アスベスト関連疾病（例えば中皮腫など）に罹患した原告が、その発症に寄与したと考えられる企業等をすべて被告として提訴する（場合によっては、ディスカバリーを通じて新たに被告とすべき者を発見して訴訟に組み込む。）という実務慣行によります。ただし、多くの事件は、トライアル前に和解や略式判決（Summary Judgment）で終了します。和解が奏功せず、陪審員によって認定されるべき事実認定上の問題が残っている（したがって略式判決によれない）場合に、トライアルに進むことになります。

同州のアスベスト訴訟で興味深いのは、一つの事件において被告の数が多い方が、和解が成立しやすく、したがって早期解決につながりやすいと考えられている点です。一般的に、日本の訴訟実務では、当事者が多いと和解も含めて早期解決が難しくなるように思われます。しかし、上記専門官と面談した際には、同州の実務では、被告が多ければ原告に支払うべき賠償額を分担できるため和解しやすく、被告数が少ないとかえって和解しにくいという認識であると伺いました。このような認識が、上記のとおり、多数の被告を相手方として提訴するという実務につながっているようです。

3 和解の在り方

以上にみたように、ニュージャージー州と日本の裁判実務における和解の在り方には、大きな違いがあるように感じます。本年2月初旬に有田判事の短期在外研究に同行させていただいた際には、いくつかの郡裁判所を訪問して裁判

官等と面談したほか、同州裁判所事務総局の民事局 (Civil Practice Division) を訪れて担当官のお話を伺い、またラトガース大学で数名の大学教授や弁護士の方と面談する機会を得ました。その面談においても、証拠調べ前の手続や和解協議を促進するために裁判官が積極的に関与することが必要であるという点では、日本の実務と同様の認識が共有できた一方で、和解の形成の在り方では、あくまで代理人が本人を説得するものであるという点、トライアルに至る場合の費用と早期解決の利益との関係で費用対効果の問題が非常に重視される点、トライアルに至る場合の結論の不確実性（私が傍聴したアスベスト訴訟の代理人とお話した際には、陪審裁判はいわば「野球の試合 (baseball game) だ」と表現されていました。）を裁判官及び代理人ともに強調する点において、日本の実務との違いを感じました。これは、ディスカバリーや陪審裁判など訴訟手続の違いに起因している部分が大きいのと思われるのですが、当事者と代理人及び裁判所との関係性の捉え方も影響しているように思われました。

4 結語

以上のとおり、本期間では、主にミドルセックス郡裁判所にて傍聴や面談等を行ったほか、短期在外研究に同行させていただき、ニュージャージー州における証拠調べ前の手続や和解の実態について学ぶことができました。

今後も他の郡裁判所を訪問する予定であり、また連邦裁判所において研修させていただく機会もあるため、それぞれにおける訴訟運営の実際を比較して学んでいきたいと考えております。

以上をもちまして、第8回の報告とさせていただきます。

末筆ながら、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 西 澤 瑞 人	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成27年3月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月28日～平成27年3月29日） 同年3月2日～20日 ニュージャージー州モンマス郡裁判所の訪問 同年3月23日～27日 連邦地方裁判所（トレントン）の訪問		
キーワード欄 ・ 少年保護事件の傍聴 ・ 保護施設の見学		

平成27年3月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ニュージャージー州トレントン)

大阪地方裁判所 判事補 西 澤 瑞 人

報告書簡 (第9回)

平成27年2月28日～平成27年3月29日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 本期間における研修

本期間では、ニュージャージー州郡裁判所のうちモンマス郡裁判所 (Monmouth Vicinage) 及び連邦地方裁判所 (トレントン) を訪問し、裁判手続の傍聴、裁判官又は担当官との面談等を行いました。

モンマス郡裁判所では、興味深い刑事陪審裁判や民事事件の仲裁手続を傍聴することもできましたが、少年保護事件に関する種々の手続を傍聴し、保護施設を見学する機会を得ることができましたので、以下では、このことについて報告いたします。

2 少年保護事件の傍聴と保護施設の見学

ニュージャージー州における少年保護事件では、警察官等から訴状 (Complaint) が提出されると、裁判所の少年部 (Juvenile Team) の受付部門 (Intake) が各事件を予備審査し、犯罪の軽重や前歴の多寡に応じて、各事件を裁判外手続、少年事件審判官 (Juvenile Referee) による審理、上位裁判所の裁判官による審理等の各手続に振り分けます。このうち、裁判外手続としては、地域の市民が関与して少年の更生を助ける Juvenile Conference Committee (J

CC) と呼ばれる手続や、裁判所の専門官が関与して少年の更生を助けるIntake Service Conference (ISC) と呼ばれる手続があり、主に、非行事実が軽犯罪の場合や前歴のない少年が関与した場合に利用されます。Juvenile Referee は、当事者を裁判所に呼び出したうえ審判官が非公開の審理を行い、上位裁判所の裁判官に対して各事件の処分を勧告 (recommendation) する方式により行われる手続です。上記審判官は、保護観察や反省文の提出など、収監以外の処分を適宜選択することができ、同手続内では、ほとんど裁判官と同様の役割を果たします。モンマス郡裁判所では、Juvenile Refereeの手続を一日傍聴しましたが、事件内容としては、マリファナの所持 (使用) や飲酒、校内暴力や友人間の暴行事件などが多かったです。特に、マリファナ事犯については、13歳、14歳ほどの少年も同事犯で審判されており、上記審判官からも同州における薬物犯罪の根深さは少年事件でも同様であるといったお話を伺いました。同手続の特徴は、暴行事件等の場合に、加害少年やその家族だけでなく、被害者やその家族も手続に出席し、審判官が事件の状況等について取り調べる点です。これは、被害者等の証言も参考に最終的な処分を決定することによりますが、例えば、加害者が学校で被害者をいじめたことが暴行事件として審理されるような場合、当事者間の感情的な対立が激しく、加害少年と被害者がその場で言い争いになるだけでなく、その親も感情的になって諍いを始めてしまう場面もみられました。被害者を参加させて全面的な解決を図るという仕組みがうまく機能する事件もある一方で、すべての関係者を関与させて紛争を解決することの困難性を感じる事件もありました。また、少年の態度が好ましくないにもかかわらず、親がそれを諫めることがなかったり、親が少年を収監してしまっただけなど述べて子供に向き合う姿勢を示すことがなかったりするなど、少年事件における親の問題がうかがわれる場面もあり、国は変わっても裁判所が直面する状況は似ていることを実感しました。

同裁判所の訪問中には、少年保護施設として、シェルター (shelter) と留置

場 (Detention Center) を見学する機会を得ることもできました。前者は、
犯少年等の犯罪傾向の進んでいない少年が入所し、カウンセリング等を受けな
がら家庭生活、社会生活への復帰を目指す施設であり、後者は、日本における
少年鑑別所に近い施設です。Detention Centerでは、少年の健全性に応じてク
ラス分けがされ、よりルールを順守できた少年が良い処遇を受けられるという
仕組みを採っており、例えば、最も処遇のよいクラスの場合、集団生活スペー
スにテレビゲームがあったり、家族等との面会回数が増えたりするということ
であり、日本における処遇とは少し異なる様子を垣間見ることができました。

3 連邦裁判所における研修

本期間中には、トレントンの連邦地方裁判所を訪問し、連邦地方裁判所にお
ける手続を傍聴するほか、さまざまな裁判官（いわゆるArticle IIIの裁判官の
ほか、Magistrate JudgeやBankruptcy Judgeなど）や各担当官と面談する機
会を得ました。同訪問は1週間であり、州裁判所との実務の違いを学ぶには短
い期間であったため、この点に関しては今後の研修でさらに知見を深めていき
たいと考えておりますが、例えば、刑事手続における保釈の審理の在り方は、
州裁判所とは異なっており、連邦裁判所における実務等が州裁判所における保
釈制度の見直し (Bail Reform) に影響を与えている面もあるようで、州裁判
所及び連邦裁判所の手続や実務が相互に影響していることがうかがわれました。

4 結語

今後は、ニュージャージー州の各郡裁判所の訪問を再開することとなります
が、本研究期間も残り3か月間となり、これまでの研修を通じて得た知識や経
験を基に、より具体的な手続運営の実際について学ぶことを目指したいと考
えております。

以上をもちまして、第9回の報告とさせていただきます。

末筆ながら、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

以上